

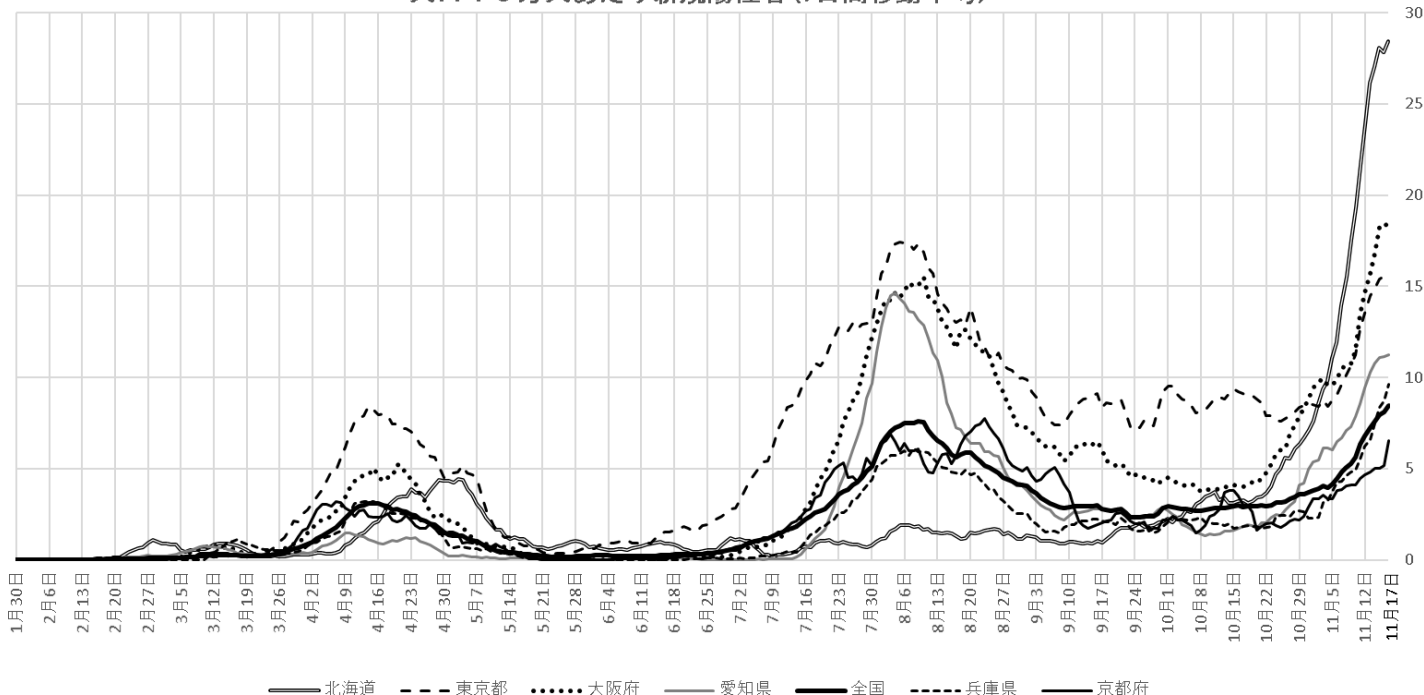
最近の感染状況を踏まえた 今後の対応について(案)

11月19日
京都府

1 全国の感染状況と特徴

- 新規感染者は10月中旬以降全国的に増加傾向
- 特に北海道、東京都、大阪府、愛知県等で感染が拡大

人口10万人あたり新規陽性者(7日間移動平均)



国の分科会が、最近の感染事例から、感染リスクが高まる「5つの場面」を提言
(10月23日 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居など区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をする事で、飛沫感染やマイク口飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



2 課題と今後の対応

最新の感染状況等を踏まえた重点的な感染防止対策を推進

●府内の最新の感染状況（10/22～11/17）

- ・11/11～11/17の新規感染者が24.1人／日となり、特別警戒基準に到達
- ・感染経路不明者の割合が増加（37.4%→42.3%）
- ・第1波（1/30～6/15）では高齢者の割合が高かったが、夏から秋（6/16～10/21）にかけて若年者の割合が増加。最近では、高齢者の割合が再び増加（20.3%→31.8%）傾向。病院や高齢者施設等で集団感染も複数発生
- ・増加傾向にある同居家族からの感染（28.8%→34.2%）の持ち込み原因は会食が最多
- ・府内では大学生等の割合は1割程度と落ち着いているが、他府県では大学生の課外活動等に起因するクラスターも発生

※数値は10/22～11/17と6/16～10/21の比較



1. 府民・事業者等の皆様への要請

- ① 感染防止の3つの基本の徹底
- ② こまめな換気と適度な保湿
- ③ 発熱等の症状がある場合の外出等の自粛
- ④ 飲食機会における感染防止の徹底

2. 3つの重点対策の強化

- ① 飲食店等における感染防止対策
- ② 大学生等における感染防止対策
- ③ 高齢者等、重症化リスクのある方の感染防止対策

3. 医療相談検査体制の充実・強化

- ① 身近な医療機関で相談できる体制を強化
- ② インフルエンザ流行に備えた受診、検査体制の強化
- ③ 入院、施設療養、自宅療養の適切な運用

3 府民・事業者等の皆様への要請

特別警戒基準到達を踏まえ、府民・事業者等へ改めて感染防止対策を要請

① 府民・事業者等の皆様へ

- ・ 感染防止の**3つの基本**（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）を実践すること
- ・ 寒い環境でも、**こまめな換気と適度な保湿**に留意すること
- ・ **発熱等の症状**がある場合は、**帰省や旅行、外出を控える**こと
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意すること
- ・ 事業所の皆様には、年末年始の休暇の分散取得を奨励いただくこと

【飲食機会において、特に留意いただきたいこと】

ガイドライン推進宣言事業所ステッカー掲示店舗の利用を徹底し、

- ・ 大人数での**大声の会話・歌唱**を伴う宴会・飲み会は控えること
- ・ 宴会・飲み会の時間は、**2時間を目安**とすること
- ・ **発熱等の症状**がある場合は、**参加を控える**こと

② 大学生等の皆様へ

- ・ 大学等における感染拡大予防のためのガイドライン等を遵守するとともに、課外活動においても、活動マニュアルを遵守すること
- ・ 十分体調を管理し、発熱等の症状がある場合は、登校、課外活動、外出等を控えるなど慎重に対応すること

③ 高齢者等重症化リスクのある方、施設関係者等の皆様へ

- ・ 医療機関、高齢者施設等への面会については、原則として自粛すること
- ・ 高齢者等重症化リスクのある方は、人混みや感染多発地域への外出は極力控えること
- ・ 高齢者等に会う際には、厳重に体調管理するとともに感染防止対策を徹底すること

4 3つの重点対策の強化

安心して飲食店を利用するために

① 飲食店等に対するガイドライン遵守の要請

- ・ ガイドライン推進京都会議によるステッカー掲示の徹底
- ・ 府警本部・保健所の立入調査等の機会を活用したガイドライン遵守啓発
- ・ 府警本部が実施する社交飲食店等への管理者講習の機会を活用したガイドライン遵守啓発（約1,000店舗）
- ・ 対策チームによるクラスター発生店舗、感染防止対策不備店舗等へのガイドライン徹底指導

② 接触確認アプリ等の普及推進

- ・ 「こことろ」等接触確認アプリの利用者、登録店舗等の一層の拡大と感染者との接触が確認された利用者に対するPCR検査の徹底

大学・中高生が安心して学生生活を送るために

① 大学における感染防止対策の継続・強化

- ・ 大学内でのオンライン受講環境の整備や学生寮の相部屋解消等、学内の感染拡大防止対策の支援
- ・ 啓発動画・メール等による大学生活における感染防止対策の注意喚起の実施

② 中学校、高校における感染防止対策

- ・ 有識者メッセージ動画による中高生への新しい生活様式等の啓発
- ・ 部活動や集団活動、さらに授業後や昼食時、部活動後など気の緩みやすい場面でのマスク着用徹底など、改めて注意喚起

③ 大学保健センター等と連携した感染防止対策

- ・ 医療機関・施設等で実習する大学生等を対象としたPCR検査支援
- ・ 大学保健センター等が実施するPCR検査支援
- ・ 感染状況等の迅速な情報共有

重症化リスクのある方の感染拡大を防ぐために

① 高齢者施設等の感染予防・感染拡大防止対策

- ・ 医療機関や社会福祉施設等での集団発生時には、専門医等からなる施設内感染専門サポートチームを速やかに派遣し、感染拡大防止対策を徹底
- ・ 食事介助、防護服の着脱等動画による職員研修及びチェックリストによる点検の実施
- ・ 介護施設等での患者発生時に、市及び老人福祉施設協議会等との協定に基づき応援職員を派遣

② 高齢者施設等におけるPCR検査の実施

- ・ 感染者が多数発生した地域等に立地する医療機関や高齢者施設等に勤務する職員、入院・入所者等を対象としたPCR検査の実施

5 医療相談検査体制の充実・強化

インフルエンザの流行期に備え、医療相談検査体制の更なる充実・強化を図る

1 相談体制

身近な医療機関で、発熱等の相談・受診・検査ができる体制を整備するとともに、休日・夜間やかかりつけ医のいない方からの相談は、府市協調による医療相談窓口で対応

○きょうと新型コロナ医療相談センター

- ・11月1日から運用開始（相談件数2,675件 11/17現在）
- ・年末年始も24時間体制で相談受付
- ・多言語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語）での同時通訳対応、京都府国際センター等と連携した相談体制の強化

2 受診・検査体制

発熱等の症状のある方が、相談・受診・検査ができる医療機関を拡充

○PCR検査が可能な医療機関等（現時点）

診療所・病院	575箇所
接触者外来	57箇所
京都検査センター	4箇所

○新型コロナとインフルエンザ両方の迅速検査が可能な医療機関（現時点） （抗原検査キットを活用）

診療所・病院	227箇所
接触者外来	57箇所

○PCR検査能力 1,450件/日（現時点）

（府・市、民間検査所、医療機関等による行政検査）

3 入院、施設療養、自宅療養体制

感染者の円滑な入院・療養の受入や重症者に適確に対応するため、入院医療コントロールセンターにおいて効率的な運用を図るとともに、医療提供体制を充実

○感染者の受入可能な医療機関等（現時点）

入院病床	650床（うち重症86床）
宿泊療養施設	338室

○自宅療養者等フォローアップチームの設置

自宅療養者等に対するフォローアップチームにより、感染者の療養状況の把握と情報の一元管理を実施し、感染者が安心して療養できる体制を構築

6 イベント開催時の感染拡大防止

1 イベント開催制限

必要な感染防止策が担保される場合には、国の示した目安等を踏まえ、12月以降、当面来年2月末までの規模要件等を以下の取扱いとする（詳細は別紙）

時期	収容率		人数上限
12月1日～ 当面来年2月末まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・ クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踏、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・ 飲食を伴うが発声がないもの（注1）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	①収容人数10,000人超→50%以内 ②収容人数10,000人以下→5,000人 （注） 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%以内（注2） （席がない場合は十分な間隔）	

注1 イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

注2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超えることがある。

2 催物の開催に関する留意事項

イベント主催者等は、別紙に基づき適切な感染防止策を実施すること

3 府への事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口へ相談すること

（7月10日より京都府HP開設）

I 12月以降のイベント開催制限のあり方について（概要）

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの人数上限及び収容率要件については、当面来年2月末まで、原則として現在の取扱いを維持することとする。ただし、来年2月末までの間であっても、足元の感染状況や大規模イベントの実証結果等を踏まえ、見直すこともあり得ることとする。
- その上で、エビデンス等に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされていない催物は、引き続き、50%以内とする。
- これまでと同様、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能。また、引き続き大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 来年3月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

時期		収容率	
12月1日～ 当面来年2月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

注1：人数上限については現行と同様とする。

注2：これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。

（※）ただし、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）		
①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 ＊マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 ＊隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） ＊演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
(2) 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） ＊マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと ＊大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 ＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を100%以内にすることができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④ 連絡先の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるもの の例【別紙3】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

野外フェス等における感染防止策

【別紙4】

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙 1）を前提に、①大声を出すことによるリスク、②食事すること（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスクの 3 点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク

エビデンス・実績

必要な感染防止策

大声を出す

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の体調・行動管理
- ・講じる防止策（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた適切な対人距離の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散

- ・食事時の飛沫飛散の実測

- 映画館（別紙 2）
- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・食事中の会話厳禁（注意喚起、監視体制等）
- ・食事時以外のマスク着用厳守（必要に応じ配布等）
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・感染防止策を講じた実証実績

- 野外ロックフェス、初詣（別紙 4、5）
- ・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- ・大声が発生しないよう注意喚起

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

【別紙 8】

- イベントが大規模化するにつれて、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げにより、感染リスクが高まるおそれがある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い
リスクが高まる場面

混雑

打上げ

マイクロ
飛沫充満

○想定される場面

密接・密集 接触・飛沫

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・行列ができる場所における足元マーク設置
- ・定点カメラやデジタル技術による混雑状況のモニタリング・発信
- ・時差・分散（利用する駅の分散等）措置を講じた入退場
- ・駅等～会場における誘導員の配置、シャトルバス等の増便
- ・交通機関との連携（臨時便の検討等）

○想定される場面

密閉 マイクロ飛沫

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関
※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちのため特に注意

○対策例

- ・必要に応じ入場人数を制限
- ・仮設休憩所（テント、プレハブ等）の適切な換気
- ・換気状況のモニタリング（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・地下道を避け、地上道路を利用するよう誘導
- ・交通機関における走行中の窓の解放

○想定される場面

3密 接触・飛沫・マイクロ飛沫

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・自治体との連携により、会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起
- ・参加者に飲食店等の事前予約を推奨
- ・「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」に沿った飲み会等
- ・歌唱を行う場合のマスク着用

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

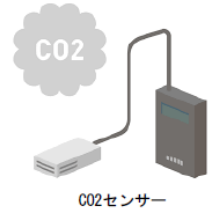
- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。



CO2センサー

3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を